

＼毎年5月は消費者月間／

デジタル時代に求められる消費者力とは

ID 1004872

デジタル化やAIなどの技術が急速に進展していく中、消費者を取り巻く取引やサービスも変化し、利便性が増す一方で、リスクも多様化しています。

デジタル時代においては、デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力などが必要となっています。

この機会に、デジタル時代に求められる消費者力について考えてみませんか。

☎消費生活センター ☎(616) 1561

■消費者トラブル事例などを紹介 消費生活パネル展

▼期間・会場 5月10日まで＝うつのみや表参道スクエア5階（馬場通り4丁目）、5月20～24日＝市役所1階市民ホール。

■知識を深めよう 消費生活出前講座

▼内容 消費生活相談員による消費者トラブルの事例や対処法などについての講話、消費者団体による寸劇など。

▼申込期限 開催希望日の1カ月前。

▼申込方法 電話で、消費生活センターへ。

■不安を感じたら消費生活センターに相談

悪質商法、契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付けています（下の記事参照）。トラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センター（うつのみや表参道スクエア5階）☎(616) 1547（相談専用）へ。

＼「迷惑電話が減った」などの声があります／

特殊詐欺撃退機器などの購入費を補助

ID 1018845

▼対象 市内在住の65歳以上で、次のいずれかに当てはまる世帯。①65歳以上のみ②家族と同居しているが、65歳以上の人のみとなる時間帯がある。

▼対象機器 特殊詐欺撃退機能^(※1)のある電話機または電話機に外部接続可能な機器。

▼補助金額 機器の購入費用（取り付け費用を含む）の4分の3（最大1万円）。

▼申込方法 消費生活センターに置いてある申込書（市庁からも取り出し可）に必要事項を書き、直接または郵送で、〒320-0026馬場通り4丁目1-1、消費生活センターへ。

▼その他 申請は市内の店舗で機器を購入した後に行ってください。また、補助を受けるには、過去に一度もこの補助を受けていないなどの条件があります。詳しくは、消費生活センターへ。

こんな相談が寄せられています 消費生活センターにご相談ください ID 1004875

☎消費生活センター ☎(616) 1547（相談専用）

【事例1】

もうけ話（情報商材、マルチ商法など）

SNSで「簡単にもうかる副業（投資）に興味はないか」と勧誘された。教材は高額だったが、すぐに返済できると言われたため、ローンを組んで購入した。さらに、友人を誘えばボーナスが入るとも言われた。結局もうからずに、友人からも縁を切られ、借金だけが残った。

アドバイス

- ▼うまい話はうのみにせず、きっぱりと断る。
- ▼クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。
- ▼被害者の立場から、加害者（友人を失うこと）になってしまうことも。

【事例2】

身に覚えのない料金の請求など

大手通信事業者から、未納料金があるため連絡を求めるSMS^(※2)が届いた。連絡すると、本日中に支払わないと法的手続きに移ると言われた。

そこで、指示された通りにコンビニで電子マネーを購入し、番号を相手に伝えたが、後日、架空料金請求詐欺だと分かった。

アドバイス

- ▼「コンビニエンスストアで、電子マネーを購入して」と言われたら詐欺を疑う。
- ▼記載されているURLや電話番号などには絶対に連絡しない。

【事例3】

定期購入トラブル

スマートフォンで「定価1万円の化粧品が初回限定で500円」という広告を見つけ注文した。

その後も商品が届き確認したところ、全4回の定期コースになっており、解約する場合は解約手数料が必要だと言われてしまった。

アドバイス

- ▼1回限りの商品なのか、定期購入の商品なのかを購入前によく確認する。
- ▼通信販売にクーリング・オフ^(※3)はないので注意する。
- ▼広告の記載内容や最終画面をスクリーンショットなどで保存しておく。